

石巻市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成25年11月28日

石巻市監査委員 柴山耕一

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 森山行輝

- 1 監査対象部課等 生活環境部環境課、環境放射線対策室、災害廃棄物対策課、市民課、渡波支所、稲井支所、荻浜支所、蛇田支所及び生活環境部所管の行政機関
- 2 監査期間 平成25年10月23日から同年11月28日まで
- 3 監査対象範囲 平成25年度一般事務及び財務に関する事務の執行（平成25年9月30日現在）
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成25年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理において、別紙のとおり指摘します。
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
環境課	収入事務	<p>1 行政財産目的外使用に係る電気料金負担分の収入未済について</p> <p>平成 22 年度において、行政財産目的外使用許可をした石巻斎場における売店及び自動販売機設置に係る電気料 6,708 円（平成 23 年 2 月分）について、収入未済となっている。</p> <p>この対応については、納入義務者が震災により被災し、事実上の廃業状態であることを考慮し、納付される見込みがない場合は不納欠損処分することと内部意思決定が平成 24 年 4 月になされていた。</p> <p>しかしながら、その内部意思決定は、民法の適用を受ける一般的な債権と地方税法による債権とを混同してなされているため不納欠損処分する明確な根拠は示されていない状態であった。未収となった電気料については、これまで督促等の債権回収に係る措置がなされてこなかった。このことは、事務処理の怠慢であり、誠に遺憾である。</p> <p>震災により混乱した状況下であったため、収入未済となってしまったことに関しては理解できるが、本債権は私債権であるのにもかかわらず、地方税法を適用し、不納欠損処分を行うとの決定をすることなど、その後の対応については、全く理解ができない。</p> <p>よって、これまでの事務全般を見直し、改めて納入義務者の状況を確認し未収金の回収の可能性についての調査を行うなど、収入未済の解消を図るよう努力されたい。</p> <p>なお、震災による納入義務者の被災状況を考慮すると、納入できなかった理由も理解できるので、法律関係を調査の上で不納欠損処分するなど早期に解決に向けての意思決定を図るのもひとつの解決策であると思料する。</p>

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内 容
環境課	支出事務	<p>2 石巻市発酵容器購入費補助金交付要綱における補助金上限額の規定について</p> <p>石巻市発酵容器購入費補助金交付要綱第4条の規定において、「補助金の額は、容器1個の購入価格（消費税を含む。）相当額とする。」としているものの、同要綱に定めた様式第2号「交付申請書兼実績報告書兼請求書」の注釈において、その上限額を2,000円として支給していた。</p> <p>補助金の額の上限は、補助金交付申請者にとって重要な事項であり、それが様式上でしか示されていないことは、要綱の不備であるばかりか、補助金交付申請者に対して不親切なことである。</p> <p>については、石巻市生ごみ処理容器購入費補助金及び石巻市家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金と同様に、要綱の本則において補助金の上限額を規定されたい。</p>

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
環境課 (最終処分場 管理事務所、 雄勝クリー ンセンター、 河南一般廃 棄物最終処 分場、牡鹿ク リーンセン ター)	契約事務	<p>3 不適正な見積合わせについて</p> <p>河南一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設に係る一般電気工作物保安管理業務委託契約において、見積書提出依頼書又は仕様書では、委託料の支払時期について、特に条件を示していないにもかかわらず、前金払による契約を締結していたので、見積依頼時に示していない条件を考慮して最低価格者を決定したことになり、見積合わせに参加した業者間で不公平が生じる極めて不適切な事務であったと言わざるを得ない。</p> <p>よって、仕様書等において示す条件について精査されるとともに、公平かつ適正な見積合わせの確保について十分留意されるよう求めるものである。</p> <p>なお、最終処分場管理事務所及び雄勝クリーンセンターにおける自家用電気工作物保安管理業務委託に係る契約は、前金払で支払うことを条件に見積合わせを行っており、不公平な見積合わせにはなっていないが、前金払による支払は、例外的支払方法であるので、前金払が必要となる理由や根拠法令について、見積徴収同等に明記されたい。</p> <p>また、牡鹿クリーンセンターにおいては、一者のみから見積書を徴し契約しているところであるが、見積書提出依頼書又は仕様書では、委託料の支払時期について、特に条件を示していないにもかかわらず、前金払による契約を締結していた。前金払による支払は、例外的支払方法であるので、前金払が必要となる理由や根拠法令について、見積徴収同等に明記されたい。</p>